

津市監査委員告示第1号

令和4年1月19日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和4年1月31日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和4年2月4日

津市監査委員 大 西 直 彦

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 西 山 み え

## 第1 請求の受理

### 1 受理年月日

本件監査請求書は、令和4年1月20日に受理した。

### 2 請求人の住所・氏名

津市 弁護士 村田 正人

### 3 請求の要旨

本件監査請求書、事実を証する書面及び令和4年1月21日付けで提出された訂正申立書の内容から、本件監査請求の要旨は、次のとおりであると理解した。

- (1) 津市が相生町自治会との間で締結した資源物持ち去り防止パトロール業務委託契約を、民法第96条の詐欺によりすべて取消したうえで、原状回復請求権を行使して騙取された5,284万5,015円の全額を支払えと田邊哲司に請求しないで放置していることは、財産の管理（不当利得返還請求権の行使）を怠る事実であるので、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づき、当該怠る事実を改めること及び当該怠る事実によって津市が被った損害を補填するために必要な措置、すなわち、相生町自治会との間で締結した資源物持ち去り防止パトロール業務委託契約を、民法第96条の詐欺により、すべて取消したうえで、原状回復請求権を行使して、田邊哲司に対し、騙取した5,284万5,015円の全額を支払えと請求せよとの監査を求める。
- (2) 監査委員が行う監査に代えて、津市と契約を締結した外部監査人が行う個別外部監査（法第252条の27）を求める。その理由は、本件監査請求は、優れて法的見識が必要な監査請求であり、法律専門家である弁護士など、法的専門家による監査が必要であるからである。

## 第2 監査の結果

住民監査請求は、同一事件について、二個以上の請求がなされた場合でも、「請求者が異なる以上「一事不再議」の原則を援用することはできないが、すでに行った監査の結果に基づいて、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨請求者に通知すれば足りる。」（昭和34年3月19日行政実例）とされている。

本件請求は、請求人、請求時期、請求件名は異なるものの、請求人が代理人となり、市民19人から令和3年6月15日付けで提出のあった住民

監査請求の一部と実質的には同一の内容となっており、既に同年7月21日付けで、「請求人の主張する請求方法と金額に差異はあるものの、当該差異は、損害賠償請求するに当たって、市が資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託契約により利得した額を損益相殺したことによるものであり、津市長は、市が被った損害額を合理的に算出し、資源ごみ持ち去り防止パトロール業務委託契約に係り発生した損害を補填するための措置を講じていることには変わりがない。そうすると、本件監査請求の対象とした財務会計行為としての財産の管理を怠る事実が、監査期間中に消滅したことになり、本件監査請求についても理由はなくなることから、本件監査請求については、棄却せざるを得ない。」との監査結果を、代理人である請求人にも通知している。

したがって、本件請求につき改めて監査を行う必要はないものと判断した。

なお、請求人は、法第252条の27の規定に基づき、個別外部監査による住民監査請求を求めているが、法第252条の43第1項において、「第242条第1項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通公共団体の住民は、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。」とされている。

しかしながら、津市は、外部監査契約に基づく監査に関する条例を定めていない。よって、津市民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めることはできず、請求人の求めには応じられないことを申し添えておく。

以上